

八軒家浜 雁木前門扉利用のご案内

「恒常的な」「先進的な」「水都大阪的な」水辺の賑わい形成のため、八軒家浜雁木を活用した「水辺のスポーツアクティビティ」の参画を拡く募ります。

雁木からの離着岸は非動力船に限りますが、「都市と川がマッチする新しい都市形成の情報発信基地」として雁木の活用が可能です。

水都大阪・川面のメインプレイヤーとして是非「八軒家浜雁木」をご活用ください。

■基本利用管理料

利用時間	06:30～10:00 18:30～22:00	* 左記以外の利用に関しては、協議の上利用可否決定 協議内容は主に [他船舶トラフィック] [利用者の運航ルート] 等
管理料	一隻 500 円 (税込) / 回	

<特記事項>

01. 使用当日は、水上通行船舶関係者とのトラブル、事故等が生じないよう万全を期します。
02. 雁木及び門扉は善良な管理者の注意をもって使用します。
03. 乗降時以外は、門扉の施錠を行い、第三者が河川側に立ち入らないようにします。
04. 雁木及び門扉に損傷を与えた場合は、ただちに管理者へ報告のうえ指示に従い、復旧します。
05. 雁木及び門扉使用後は付近の清掃を行い、現状に復します。
06. 雁木及び門扉使用中の事故やその他の理由により第三者に損害を及ぼした時は
使用者の責任において全て処理します。
07. 災害時は、災害対策関係者が雁木及び門扉を優先使用することについて異議ありません。
08. 雁木及び門扉使用に係るトラブルがあった場合は、使用者において解決します。
09. その他、次の行為の禁止を遵守します。なお、違反した場合は、使用を制限されても異議ありません。
 - ・ 周辺の住民の迷惑となるような行為
 - ・ 雁木及び門扉を損傷する行為
 - ・ 雁木及び門扉における火気の使用
 - ・ 雁木及び門扉周辺に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
 - ・ 雁木及び門扉周辺における集客行為
 - ・ 雁木及び門扉での物品の販売、募金等
 - ・ その他、河川管理上支障きたすおそれのあること